

○平成十八年経済産業省告示第三百七十二号（小型自動車競走法施行規則第十二条第一項第四号の規定に基づく場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準）

（平成十八年十二月二十八日）

（経済産業省告示第三百七十二号）

小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）第十二条第一項第四号の規定に基づき、場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を次のように定め、平成十八年十二月二十八日から施行する。

なお、平成十五年経済産業省告示第七十三号（小型自動車競走法施行規則第十二条第一項第四号の規定に基づき、場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定める件）は、平成十八年十二月二十七日限り、廃止する。

第一 専用場外車券発売施設（小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号。以下「規則」という。）第十一条第一項第八号及び第十二条第二項の施設以外の場外車券発売施設をいう。）の基準

一 勝車投票券の発売等の用に供する施設等

- （一） 勝車投票券の発売等の用に供する窓口は、総収容人員数に応じた適当な数であり、かつ、相互に適当な間隔を有するものであること。
- （二） 勝車投票券の発売等の用に供する窓口の前面は、入場者の交流が妨げられないように十分な広さを有するものであること。
- （三） 勝車投票券の発売等の用に供する各施設に現金及び重要書類を保管するための設備を設けてあること。

二 入場者の用に供する施設等

- （一） 入場者の見やすい場所に確定出場選手、勝車投票券の発売金額、勝車及び払戻金額等を明示するための表示設備を設けてあること。
- （二） 入場者の用に供するため、お客様相談所並びに必要なに応じて適当な数及び広さを有する駐車場等を利用しやすい場所に設けてあること。

三 その他管理運営に必要な施設等

- (一) 専用場外車券発売施設と当該専用場外車券発売施設に係る競走場との間の連絡のための機器その他の適当な連絡設備を設けてあること。
- (二) 場内放送に必要な設備を設けてあること。
- (三) 場内取締員控所を設けてあること。

第二 前売専用場外車券発売施設（規則第十一条第一項第八号の施設をいう。）の基準

- 一 勝車投票券の発売等の用に供する施設等の基準については、第一の一の（三）の規定を準用する。
- 二 その他管理運営に必要な施設等の基準については、第一の三の（一）の規定を準用する。